

令和 2 年第 3 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度さくら市一般会計補正予算（第5号））	P 3
2	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第6号）	P 4
3	平成29年第2回さくら市議会定例会において議決された議案に係る再議について	P 5
4	令和2年第2回さくら市議会定例会において議決された議案に係る再議について	P 5
5	議案説明資料 参照法令等	P 7

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件及び予算 1 件並びに再議 2 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要についてご説明申し上げます。

専決処分第 8 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算(第 5 号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 111 万 5 千円を追加し、予算の総額を 234 億 4,138 万 9 千円とするものであります。

歳入では、19 款繰入金で、さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 111 万 5 千円を追加し、計上いたしました。

歳出では、10 款教育費で、学校教育課庶務事務費 111 万 5 千

円を追加し、計上いたしました。

議案第 2 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 5,507 万 8 千円を追加し、予算の総額を 234 億 9,646 万 7 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金 4,068 万円、16 款県支出金で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 1,100 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、3 款民生費で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費 4,103 万 5 千円を追加し、計上いたしました。

また、市内保育園、認定こども園、学童保育施設等にマスクや消毒液、感染防止用の備品を購入することとして、各事業費に合計 1,338 万 3 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

再議第 1 号は、平成 29 年第 2 回さくら市議会定例会において議決された議案に係る再議についてであります。

「平成 29 年第 2 回さくら市議会定例会追加議案第 5 号さくら市農業委員会委員の任命同意について」を審議した際、地方自治法第 117 条の規定に基づき議事に参与することができない者として除斥されるべき議員が議事に参与して議決が行われました。

このため、同法第 176 条第 4 項の規定により再議を求めるものであります。

再議第 2 号は、令和 2 年第 2 回さくら市議会定例会において議決された議案に係る再議についてであります。

「令和 2 年第 2 回さくら市議会定例会議案第 16 号さくら市農業委員会委員の任命同意について」を審議した際、地方自治法第 117 条の規定に基づき議事に参与することができない者として除斥されるべき議員が議事に参与して議決が行われました。

このため、同法第 176 条第 4 項の規定により再議を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 略

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

〔除斥〕

第 117 条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

〔拒否権及び議会の違法・越権の議決等に対する長の処置〕

第 176 条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から 10 日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2・3 略

4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から 21 日以内に、審査を申し立てることができる。

6 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

7 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から 60 日以内に、裁判所に出訴することができる。

8 前項の訴えのうち第 4 項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略